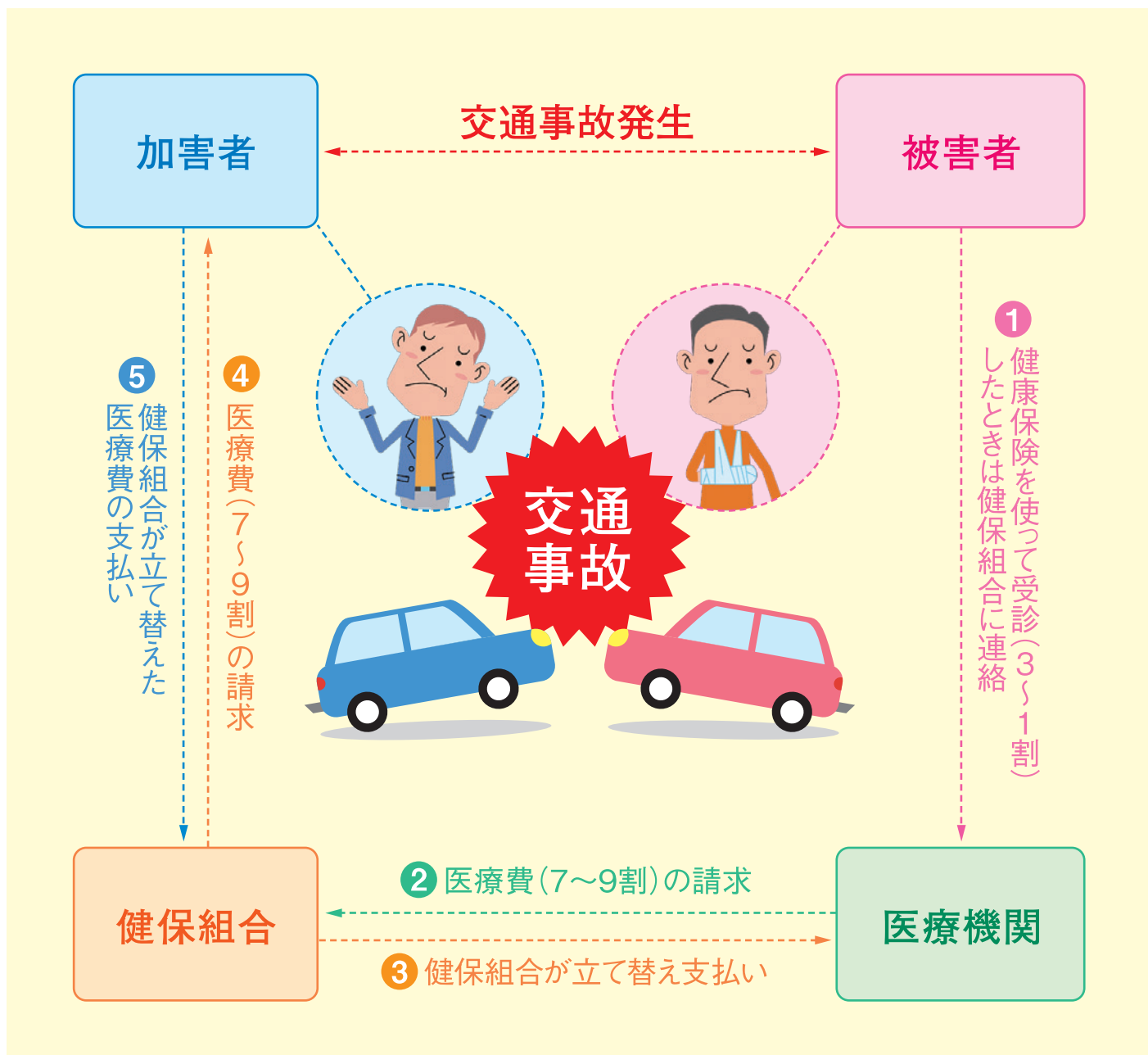


交通事故によるけがで 健康保険を使うときは連絡を!

交通事故などの被害者になり、保険証を使って治療を受けたいときは、できるだけ早く健保組合まで連絡ください。

交通事故など「第三者行為」によってけがをした場合の医療費は、**原則として加害者が支払うべきもの**です。健康保険を使う場合は、健保組合が一時的に立て替えて支払い、後日、加害者に健保組合が請求することになります。そのため、健康保険を使って治療を受けた場合は、できるだけ早く健保組合に連絡し、必要書類を提出してください。なお、相手が任意保険に加入しているときは、書類作成・提出のサポートを受けられる場合があります。詳しくは、保険会社にお問い合わせください。



〔 交通事故が発生したときは… 〕

1



全員のけがの
状態を確認

必要な場合は救急車を呼ぶ。

2



警察に連絡

現場確認をしてもらい、「交通事故証明書」を請求する。

3



加害者を確認

免許証(氏名・年齢・住所)、自賠責保険証、任意保険加入の有無、車検証(車の持ち主)、勤務先などを控える。

4



医療機関へ

診断書、領収書をもらう。

5



健保組合に
連絡

事故後はすみやかに健保組合へ連絡し、必要書類を提出する。

 **0982-41-0330**

◎ご注意

仕事や通勤中にけがをしたときは、労災保険から給付が行われますので、健康保険が使用できません。
すみやかに職場の担当者に連絡してください。

◎示談する前に健保組合へ必ずご連絡ください

健保保険で治療を受けたときは、示談する前に必ず健保組合へご相談ください。
届け出せずに示談すると、健保組合が負担した医療費(7~9割)を加害者に請求できなくなり、被保険者に請求する場合があります。

第三者行為とは？

他人(第三者)に原因があるけがや病気のことをいい、自動車事故以外にも、次のようなケースがあります。

●自転車事故/●他人のペットにかまれた/●不当な暴力によるけが/●購入食品や飲食店での食中毒/●スキーやスノーボードなどの衝突・接触事故/●工事現場からの落下物によるけが/など

負傷原因の照会にご協力を

健保組合では、保険証を使ってけがの治療を受けた人に、「第三者行為によるものか」「仕事や通勤中のけがか」「自分の不注意によるけがか」などの判断をするために、負傷原因を照会させていただくことがあります。
みなさんから納めていただいた保険料を適正に使用するために、ご協力をお願いいたします。